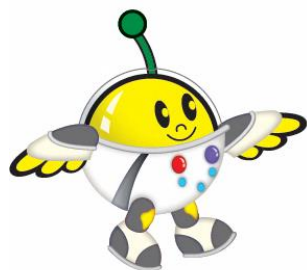


---

# 地域復興実用化開発等促進事業 制度説明資料（2次公募）

---

福島県 商工労働部 産業振興課  
（令和3年度）



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

# 福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)【復興】

令和3年度予算額 **57.0億円 (57.0億円)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要です。
- また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先進分野の課題の解決に向けた技術開発等が求められています。
- そのため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の早期の産業復興を実現すべく、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援します。また、「自治体連携推進枠」を新設し、自治体(\*)と連携して実施する事業を重点支援します。

\*福島イノベーション・コースト構想に位置付けられた浜通り地域等の15市町村に限ります

### 成果目標

- 福島県浜通り地域等に先端的な産業の集積を創出します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)

#### (1) 一般枠



#### (2) 自治体連携推進枠



## 事業イメージ

### 地域復興実用化開発等促進事業イメージ

福島イノベーション・コースト構想の重点分野(\*)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助します。  
\* 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

### 【支援対象となる実用化開発等】

福島県浜通り地域等において実施される実用化開発等

#### (1) 一般枠

- 地元企業等  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3
- 地元企業等と連携して実施する企業  
(全国の企業が対象)  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3

#### (2) 自治体連携推進枠

- 自治体と連携して事業を実施する民間企業等  
補助率 大企業2/3、中小企業3/4

### 【採択プロジェクトの例】

(ロボット・ドローン分野)

災害救援物資輸送クワッド・ファンUAVの開発



(医療関連分野)

歩行支援ロボットの社会実装に向けた製品化モデルの開発



# 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

### 1 事業の目的

- **福島イノベーション・コースト構想**の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る

## 2 事業の要件（定義）

### ● 福島イノベーション・コースト構想

- 福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものです。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいます。

### 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の**重点分野**について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る

## ● 重点分野【補助対象分野】

1. 廃炉
2. ロボット・ドローン
3. エネルギー
4. 環境・リサイクル
5. 農林水産業
6. 医療関連
7. 航空宇宙

### 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、**福島県浜通り地域**の産業復興の早期実現を図る

## ● 福島県浜通り地域【補助対象地域】

- “いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村”の15市町村
  - ✓ 避難指示を受けた被災12市町村に、いわき市、相馬市、新地町を加えた地域が対象です。

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、**地元企業等**又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る

## ● 地元企業等【補助事業者】

- 福島県浜通り地域に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等
  - ◆ 本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
  - ◆ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
  - ◆ 農業協同組合その他の団体
  - ✓ 単独で本事業への提案が可能です。
  - ✓ 個人事業者は対象になりません。



### 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る

## ● 地元企業等との連携【補助事業者】

- 地元企業等と連携する企業
  - ✓ 企業に限るものとします。
  - ✓ 福島県浜通り地域以外の企業との連携が可能です。
  - ✓ 地元企業等が主となるよう考慮してください。



### 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う**実用化開発等**を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る

## ● 実用化開発等【補助対象】

- 原則として、浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組。
  - ✓ 製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術なども対象です。
  - ✓ 基礎研究や可能性調査は、対象外です。
  - ✓ 収益を上げることは認められません。



## ポイント①

- **地元企業の判断は、  
どの様に行われるのか？**
  - 原則、登記により、浜通り地域の拠点  
であるか確認します。
    - ✓ 実用化開発等が可能な拠点であるか、併せて  
確認します。
    - ✓ 会社の規則等により、登記事項証明書を提出で  
きない場合、その理由書及び拠点の外観・施設  
内の写真により認められる場合もあります。



## ポイント②

- **今後、浜通り地域に拠点を設ける場合、地元企業等として認められるのか？**
  - 交付提案（交付提案書の提出）までに拠点を整備する必要があります。
    - ✓ ポイント①のとおり、登記等が必要です。



## ポイント③

- **浜通り地域に立地する  
研究開発拠点等を活用する場合、  
地元企業等として認められるのか？**
  - 一定期間、継続的に利用する場合は、  
認められる場合があります。
    - ✓ 例) 福島ロボットテストフィールド研究棟の  
「研究室」に入居し、研究開発を行う場合



## ポイント④

- 震災により、浜通り地域外へ移転しているが、地元企業等として認められるのか？
  - 認められません。
    - ✓ 浜通り地域に登記や生産拠点等が残っていても、従業員がおらず、実質的に、実用化開発等ができない場合は、認められません。
    - ✓ 交付提案までに再開し、実用化開発等を行うようであれば、対象になります。



## ポイント⑤

- **連携する地元企業等に、  
県の試験研究機関は含まれるか？**
  - 含まれません。ただし、委託先としての  
参画は可能です。
    - ✓ 国立研究開発法人の研究所や大学、高専は、  
地元要件を満たせば地元企業等になります。  
また、委託先にもなれます。
    - ✓ 委託先とする場合、委託費は  
直接経費の30%以下であることに留意ください。



## ポイント⑥

- **連携して実施する場合、  
どの様に提案すればよいのか？**
  - 個々に、提案していただきます。
    - ✓ 連携体全体としての計画と担当分の計画を  
提案書に示していただきます。
    - ✓ 事業計画名は連携体で統一してください。
    - ✓ 交付決定や補助金の支払いも個々に行います。
    - ✓ 実績報告等も個々に行ってください。





## ポイント⑦

- **福島県浜通り地域以外での実用化  
開発等は認められるのか？**
  - 原則、浜通り地域で実施いただく必要  
があります。
  - 浜通り地域の産業復興に寄与するか  
どうか、審査項目の1つです。  
この点を踏まえ判断されます。
    - ✓ 施設・設備等は、より厳しく審査されます。



## ポイント⑧

### ● 福島県浜通り地域で実施とは？

➤ 次の“場所”が浜通り地域である取組です。

- ✓ 施設工事費、機械設備費
  - 必要最低限の施設の整備・改修場所、機械設備の設置場所
- ✓ 人件費
  - 補助事業従事者が従事する場所
- ✓ 材料費等
  - 材料費が消費される場所
- ✓ 外注費、委託費
  - 外注先、委託先が実際に業務を実施する場所
- ✓ その他諸経費（旅費）
  - 出発地、用務地及び帰着地の場所



## ポイント⑨

### ● 複数年の実用化開発等は可能か？

- 3年間を上限として複数年計画による提案が可能です。
  - ✓ 新規の方は令和5年度までの計画になります。
- ただし、毎年度、提案し審査を受ける必要があります。
  - ✓ 毎年度、成果を踏まえ審査を受けます。
  - ✓ 令和4年度以降の募集実施が確定しているわけではありません。



## ポイント⑩

令和3年度新設

### ● 自治体連携推進枠とは？

- 研究開発のさらなる加速化、迅速化、効率化を目指すため、補助事業者と浜通り地域の自治体が連携する事業に対する重点的支援として、補助率をかさ上げするための制度です。
- 自治体連携推進枠を活用して提案する場合には、当該自治体との連携協定書等を提出いただきます。
  - ※ 首長との取り交わしを確認することができる連携協定書や合意書などを提出してください。
  - ※ 新たに自治体と連携事項を協議する場合、自治体において一定の調整期間を必要とすることから、事業者様におかれましてはご配慮いただくようお願いいたします。（提案書提出締切日までに締結の合意がなされている場合は認められる場合があります）



# ポイント⑪

令和3年度新設

## ● 自治体連携推進枠の審査ポイント

➤ 審査では下記4点の妥当性が判断されます。

### 1.自治体による協力内容の具体性

協力内容が明確かつ具体的であり、タスク管理がなされているか。

### 2.実用化開発への自治体の貢献度合

当該実用化開発の加速化、迅速化、効率化に大きく貢献するものであるか。

### 3.自治体の協力体制の十分性

協力を行うに当たって十分な体制が構築されているか。

### 4.自治体による地域への技術導入、定着の促進

自治体の取組により、地域への技術導入、定着が確実に見込めるか。

# 3 補助率、補助上限額

## ● 補助率

	地元企業等	地元企業等連携とする企業
中小企業	2 / 3 ※ (3 / 4)	2 / 3 ※ (3 / 4)
大企業	1 / 2 ※ (2 / 3)	1 / 2 ※ (2 / 3)

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業等  
については ( ) 内の補助率が適用されます。(自治体連携推進枠) 令和3年度新設

【 中小企業の定義 】

業種	定義 (従業員規模・資本金規模)
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

注1) 国立研究開発法人である研究所、大学、高専は、“中小企業”とみなす。

注2) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。

注3) いわゆる“みなし大企業”は大企業の補助率が適用されます。

注4) 連携申請の場合、個々に中小企業・大企業の別を判断します。

## 3 補助率、補助上限額

### ● 補助率

令和3年度新設

- みなし大企業の定義に次の2つが追加されました。
  - ✓ 資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていること
  - ✓ 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること



## ● 補助上限額

- 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とします。
- 補助上限額は、**1事業計画あたり3億円** (複数企業等による連携申請の場合、合計額)とします。
  - ✓ 補助対象経費の上限は、大企業（補助率1/2）のみの場合6億円、中小企業（補助率2/3）のみの場合4.5億円になります。
  - ✓ 複数年計画であっても、年度毎の額となります。

# 4 補助対象経費

	経費区分	内容
1 直接経費	①施設工事費	<p>実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。）</p>
	②機械設備費	<p>実用化開発等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費</p>
	③調査設計費	<p>①施設工事費、②機械設備費に係る調査費及び設計費</p>

# 4 補助対象経費

	経費区分	内容
1 直接経費	④人件費	実用化開発等に直接従事する者の人件費
	⑤材料費等	実用化開発等に必要な材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	⑥外注費	実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
	⑦委託費 ※	民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査・弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費
	⑧その他の諸経費	実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費(通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。)
2 間接経費		1 直接経費の5パーセント以下

※ 1 上記の経費については、原則、福島県浜通り地域において実施される場合に限る。

※ 2 ⑦の経費については、1 直接経費の30パーセント以下であることが必要。

※ 3 使用実績の把握が困難な材料等は、補助対象経費とはならない。

※ 4 研究開発・実証の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められない。

## 4 補助対象経費

	経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	①施設工事費	実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限な施設の整備、改修に要する経費、既存設備の移設に必要な経費
	②機械設備費	実用化開発等に必要機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕等の経費
	③調査設計費	①、②のに係る調査費及び設計費

### ● 施設工事費

- ✓ 実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限の施設に限られます。
- ✓ 土地の取得費や造成費は対象外です。
- ✓ 撤去費、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は対象外です。
- ✓ 新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象（新たに導入するより経済的な場合に限る）です。

## 4 補助対象経費

	経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	⑥外注費	加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア制作等を外注する経費
	⑦委託費	民間企業、大学、公設試験場等への実用化開発等の一部を委託する経費

※⑦の経費については、1 直接経費の30パーセント以下であることが必要。

### ● 外注費

- ✓ 研究開発要素が含まれていないもの（仕様書や設計書どおりに製作等を行う場合など）です。

### ● 委託費

- **直接経費の30%以下**とします。
- ✓ 研究開発要素が含まれているもの（仕様書や設計書等を基に自らの判断で開発する場合など。委託契約書が必須）です。

## 4 補助対象経費

経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
2 間接経費	1 直接経費の5%以内

### ● 間接経費

➤ **直接経費の5%**まで認められます。

- ✓ 実用化開発等に取り組む上で必要な実証や研究における環境改善やその機能向上に活用するための経費です。
- ✓ 直接経費では支出できない用途に使用して下さい。
- ✓ 事業者の裁量で執行できます。証拠書類の提出は不要です（使途の報告程度のみ）。
- ✓ 例）PCや机の購入、光熱水費、通信運搬費など



## ポイント①①

- **浜通り地域に工場を立地したいが、補助対象として認められるか？**
  - 認められません。
  - 本格操業のための生産等の施設や設備は、県等が実施する立地補助金等の制度を活用して下さい。





## ポイント⑫

- **特許の取得のための審査請求料や特許料の経費は、対象として認められるか？**
  - 認められません。
  - 特許料等には減免制度がありますので、詳しくは、  
公益財団法人福島イノベーション・  
コースト構想推進機構へご相談下さい。

## 5 評価項目

- **“浜通りの産業復興”に寄与する実用化・事業化に向けた取組であること。**
  - 技術面、実用・事業化の面から審査
    - ✓ 3年以内(補助事業計画終了後)に実用化・事業化が実現できる計画であること、が重要です。
    - ✓ 目標の妥当性、目標達成のための課題解決方法・計画の妥当性・経営資源(人材、体制、技術等)、目標達成後の波及効果などを審査します。

## 5 評価項目

- 避難指示解除区域(避難指示区域を含む)又は旧緊急時避難準備区域を実用化開発等の拠点とするなどの場合
  - ✓ 加点評価がなされます。

## 6 今後について

### ● 公募時期

**【新規】 6月30日(水)~7月30日(金)**

※ **【継続】** 令和3年度の募集は終了しました

#### 《要注意》

- ✓ **【新規】** の交付提案書を提出するには、令和3年7月19日(月)までに「提案希望届」を事務局に提出して、予めエントリーすることが必須です。
- ✓ 交付提案書提出の前に管理業務委託団体（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）の確認やアドバイスを受けて下さい。

# 6 今後について

## ● 審査会

### ➤ 新規提案

- ✓ 8月中下旬以降にヒアリング形式で実施。
- ✓ 応募多数の場合、ヒアリング審査の前に書面審査を実施する場合があります。

### ➤ 継続提案

- ✓ 令和3年度の募集は終了しました。

## 6 今後について

### ● 採択内示

- ✓ 9月下旬を目途に採択内示となる見込みです。
- ✓ 件数等に応じて内示スケジュールは変更となる可能性があります。

### ● 研究開発期間

- 交付決定日～令和4年2月末日
  - ✓ 採択内示の後、改めて正式に申請書を提出いただき、申請内容を精査の上、交付決定となります。

## ➤ 補助対象経費の要件

- ✓ 原則、交付決定前に発注等したものは**補助対象外**です。ただし、補助金交付申請日以降は指令前着手申請が承認されれば、交付決定前であっても事業開始が可能です。なお、指令前着手が承認されたとしても交付決定が約束されるものではなく、審査により補助金の対象外となる経費が生じる可能性（自己負担）があります。
- ✓ 事業期間後に支払ったものは**補助対象外**です。ただし、人件費等、事業期間内に発生した経費の内、経理処理上、期間中の支払いが困難なもので事前に事務局の承認を得たものは除きます。

## 6 今後について

### ● 管理業務委託先

- デロイト トーマツ コンサルティング  
合同会社
  - ✓ 提案に関し、交付提案書の作成等、アドバイスを  
を行います。書類の不備や記載漏れ等を防ぐた  
め、必ず事前にご相談ください。
  - ✓ 審査会や交付申請に向けた手続き、事業計画の  
進捗管理など、総合的に支援します。
  - ✓ 4月以降、委託先が変わる場合があります。





## ポイント⑬

### ● 概算払いは可能か？

- 必要性が認められれば、1回限り、  
支払いが完了した部分についてのみ、  
交付決定額の1/2を上限として可能です。
  - ✓ 概算払請求の際は、支払額の証拠書類の提示や  
資金計画（キャッシュフロー）のわかる書類の  
提出が必要です。

## 7 留意事項

### ● 本事業の実施について

- 本資料の内容は募集要領等の抜粋版のため、詳しくは募集要領等を参照ください。
- 不明な点について
  - ✓ デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、  
又は、福島県産業振興課までご相談ください。

# 7 留意事項

## ● 本事業の実施について

- 実施市町村へ事前に相談を行い、  
理解と協力を得ることをお勧めします。
  - ✓ 本事業は、地域経済における重要度や地元への波及効果、産業集積効果を重視しており、研究開発を行う市町村の理解と協力が重要となります。
  - ✓ 研究開発の実証等には、市町村の協力が不可欠となる案件が多く存在します。事前に相談し、理解を得ておくことで実証等の協力体制が構築できます。

# 7 留意事項

## ● 本事業の実施について

- 対象経費の適切な積み上げと事務処理含む実施体制の精査をお勧めします。
  - ✓ 公金を使用するため、全ての経費が対象となるわけではありません。募集要領のほか、事務処理マニュアルも参照ください。
  - ✓ 毎月の経理等の事務処理が滞ることの無いよう管理業務の計画も予め検討ください。補助事業として不適切な経費申請等がある場合は、交付決定額の減額、交付決定が取り消しとなることもあります。

## 7 留意事項

### ● 本事業の実施について

- 補助事業期間内の成果創出に向けて、開発計画の精査をお勧めします。
  - ✓ 2次公募では、審査結果の内示を9月下旬ごろと予定しており、補助事業実施期間は最大5か月程度です。
  - ✓ 実用化開発の内容を鑑み、早期の事業着手を必要とする場合には、審査結果の内示後、速やかに指令前着手申請書と交付申請書を提出いただくことを推奨します。

# 7 留意事項

## ● 本事業の実施について

- 連携提案のパートナーをお探しの場合、公益社団法人福島相双復興推進機構<sup>注1</sup> 経由で候補先を紹介させて頂くことも可能です。
  - ✓ 以下の連絡先までお問い合わせください。

### 【ご連絡先】

担当：公益社団法人福島相双復興推進機構  
企画グループ

T E L : 024-502-1115

E-mail : kanmin\_seizou@fsr.or.jp

注1) 福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

# 7 留意事項

## ● 本事業の実施について

- 特許料等の減免制度の相談をしたい場合、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構<sup>注2</sup>へご相談下さい。
  - ✓ 以下の連絡先までお問い合わせください。

### 【ご連絡先】

担当：公益財団法人福島イノベーション・コースト  
構想推進機構 産業連携支援課

T E L : 024-581-6890

E-mail : sangyou-syuuseki@fipo.or.jp

注2) 福島イノベーション・コースト構想の具体化に向け、関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進を図る組織。

ご清聴ありがとうございました。

**ご連絡先** **デロイト トーマツ コンサルティング合同会社**  
TEL:024-572-3352  
E-mail: [dtc\\_f\\_jitsuyoka@tohmatsumatsu.co.jp](mailto:dtc_f_jitsuyoka@tohmatsumatsu.co.jp)

**福島県商工労働部産業振興課**  
TEL:024-521-7283  
E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)